

役員報酬・退職金規程

（目的）

第1条 この規程は、役員報酬・退職金について定める。

（適用範囲）

第2条 役員は無給とする。ただし、常勤役員は有給とすることができる。

（基本給）

第3条 常勤役員の基本給（月額）は、経験年数及び業務遂行能力等により理事会が決定する。なお、上限及び下限は、次のとおりとする。

専務理事	360,000 円～400,000 円
理事	310,000 円～340,000 円

（賞与）

第4条 常勤役員の賞与は業績を勘案して毎半期に支給する。

2 賞与支給額は、協会の業績及び勤務成績等を考慮して理事会が決定する。

（退職金）

第5条 常勤役員の退職金は、役位毎に計算し、その総計とする。

役位最終基本給×役位別係数×役位別期間（年）

ただし、1万円未満の端数があるときは1万円単位に切り上げる。

2 役位別係数は、次のとおりとする。

専務理事 = 1.8

理事 = 1.6

（支給日及び支給方法）

第6条 基本給、賞与、退職金の支給日及び支給方法は、職員就業規則に準じる。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は会員総会の決議による。

附則

1 昭和 48 年 6 月 1 日 制定

2 平成 8 年 1 月 1 日 改定

3 平成 24 年 3 月 8 日 改定